

れている。

これらはいずれも機能性食品となり得るかどうかについての検討が行われており、近く世界的に機能性食品の時代がくるものと考えられている。

自由化対策としての研究開発は、利益率の向上を目的として

(イ)既存市場の維持とそのための競争力の向上をはかる。

(ロ)新製品の開発とそれによる新市場の開拓、事業の多角化をはかることが必要であるとする。

このためには、ユーザーニーズへの対応、コストダウン、新製品の開発と新市場の開拓が必要であり、研究開発を除いた自由化対策はあり得ないと言ったことができる。

3) 複合セールス

企業の業種が増え多角化すると、販売員が専門化されて多くなる傾向がある。また自社でつくっている製品しか販売出来ないセールスマンも多い。

自由化対策としては、自社で生産している製品はもとより、関係業界のすべての商品に

ついて十分な営業知識をもち、さらに自社がつくっている製品なら異種業界の製品であってもひと通りの知識を持った複合セールスマンを育成することが必要である。

このような能力を持ったセールスマンは、客先ニーズに対する幅広い対応が可能であり、客先の信頼も厚くなり、効率的に販売業務をすすめることができるし、多くの客先情報を蒐集することができる。

次に販売活動の効率化に関して、花王が最近実施して話題となっているFAX通信管理により毎日出社する必要の無いセールス活動や、OA化の採用なども考えなくてはならない時期になっているものとする。

優秀なセールスマンを育てることができれば、工場が無くとも利益をあげることが可能であることを考えると、自由化に際しての競争はセールスマンの質と能力になる。

5. おわりに

いろいろ書きたいことは多い。次の機会には、統計資料をもととして、業界のこれまでもおよび今後のあり方について述べてみたいと考えている。

(昭和63年8月記)

常識法話

契約と契約書

筆者は、今年でちょうど30年、全国のお医者さんの雑誌の法律相談を担当してきたが、そこでのいちばん多い誤解は、契約書がないと契約は成り立たないと信じきっていることである。

契約とは、意思表示の合致のことであるから、正規の遺言書のような特別なものを除いて、契約の成立は契約書の存在と関係はないのである。

ところが、借地法施行前(大正10・4・1)の借地権の存続期間の計算は、木造建築では20年宛、堅固な建物で30年宛と計算することになっているが、貸主本人が生きている場合はいいが、2代目となるといつ貸したのか分らないので、契約解除の通知ができないで困る。

したがって、建築するための土地の貸借では、後日でいいから、貸した日付を明確にした契約書の作成が、どうしても必要になってくるのである。